

(委託・総価)

当該完了した業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、成果報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、頭書の契約金額（契約金額を月額その他の区分に分けて支払う場合は、別表に掲げる当該検査に合格した区分の契約金額に係る額。以下同じ。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認められるとき。

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行し

(目的)

第1条 甲は、頭書の業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(業務の実施)

第2条 乙は、この契約書及び業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき業務を実施しなければならない。

2 仕様書において、「委託者」又は「発注者」とあるのは「甲」と、「受託者」又は「受注者」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

3 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第4条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第6条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第7条 乙は、業務（契約金額を月額その他の区分に分けて支払う場合は、別表に掲げる区分ごとの業務）の実施を完了したときは、遅滞なく

ないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙及び乙の業務員は、業務上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

2 第4条ただし書の規定により、乙が再委託を行った場合、当該再委託先についても、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第14条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。